

議案第25号

城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

城陽市福祉医療費の支給に関する条例（昭和50年城陽市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）に定める被保険者若しくは組合員及び被扶養者で、次の各号の<u>一</u>に該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級に該当する者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数がおおむね35以下と判定された者</u></p>	<p>(受給資格)</p> <p>第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）に定める被保険者若しくは組合員及び被扶養者で、次の各号の<u>いずれかに該当するもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）とする。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する者</u></p> <p>(2) <u>児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において知能指数がおおむね35以下と判定された者</u></p> <p>(3) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する者</u></p> <p>(4) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が2級に該当する者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受け障がいの程度が1級に該当していた者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により都道府県知事から障がいの程度が2級に該当するという認定を受け、新たに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合における当該精神障害者保健</u></p>

(3) 身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が3級に該当かつ児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数がおおむね50以下と判定された者

(4) 次のいずれかに該当する18歳未満の者
ア・イ 略

ウ 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 前項第1号から第4号までの社会保険各法に定める被保険者又は組合員、同項第5号に規定する母及びその児童並びに同項第6号に規定する父及びその児童については、その者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則に定める額を超える者又はその者の配偶者の前年の所得若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が当該配偶者若しくは当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則に定める額を超える者を除く。

3 略

(受給者証の提示)

第6条 受給者が社会保険各法による療養の給付を受ける場合で福祉医療費の支給を受けようとするときは、受給者証を被保険者証とあわせて医療機関等に提示しなければならない。

福祉手帳の有効期限までの間にある者に限る。)

(5) 次のアからウまでのうち2以上に該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が3級に該当する者

イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が2級に該当する者

(6) 次のいずれかに該当する18歳未満の者
ア・イ 略

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が2級に該当する者

エ 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

2 前項第1号から第6号までに該当する社会保険各法に定める被保険者又は組合員、同項第7号に規定する母及びその児童並びに同項第8号に規定する父及びその児童については、その者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則に定める額を超える者又はその者の配偶者の前年の所得若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が当該配偶者若しくは当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則に定める額を超える者を除く。

3 略

(受給者証の提示)

第6条 受給者が国民健康保険法及び社会保険各法の規定による療養の給付を受ける場合で福祉医療費の支給を受けようとするときは、受給者証を被保険者であることを証する書類と併せて

医療機関等に提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年（2024年）8月1日から施行し、同日以後の受診に係る医療費について適用する。

提案理由

京都府福祉医療助成事業の見直しに伴い、福祉医療費の受給資格に関する規定等を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正条例要綱

1 制度概要

福祉医療費助成制度は、重度心身障がい者、ひとり親家庭の保護者及び児童について、健康の保持と生活の安定に寄与することを目的としている。

このうち重度心身障がい者については、現行、身体障がい者、知的障がい者等を助成対象としている。

2 改正内容

(1) 重度心身障がい者に係る助成対象について、以下の者を追加する（第2条関係）。

ア 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者

※2年ごとの再認定の結果、1級から2級に変更となった者を含む（変更後の手帳の有効期間に限る）

イ 精神障害者保健福祉手帳2級に該当する者で、かつ以下のいずれかに該当する者

- ・身体障害者手帳3級に該当する者
- ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数がおおむね50以下と判定された者
- ・18歳未満の者

(2) その他、所要の文言の整備等を行う（第2条、第6条関係）。

3 施行期日

令和6年（2024年）8月1日